

令和5年8月24日

令和5年 道央廃棄物処理組合議会
第1回臨時会議案

道央廃棄物処理組合

目 次

- 報告第1号 例月現金出納検査の結果について（令和5年1月分）
- 報告第2号 例月現金出納検査の結果について（令和5年2月分）
- 報告第3号 例月現金出納検査の結果について（令和5年3月分）
- 報告第4号 例月現金出納検査の結果について（令和5年4月分）
- 報告第5号 例月現金出納検査の結果について（令和5年5月分）
- 報告第6号 例月現金出納検査の結果について（令和5年6月分）
- 議案第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年1月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年2月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和5年1月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年2月20日～令和5年2月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年2月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年3月20日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和5年2月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年3月16日～令和5年3月20日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年3月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年4月21日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和5年3月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年4月19日～令和5年4月21日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年4月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年5月23日

道央廃棄物処理組合議会議長 山崎昌則様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和5年4月分（令和4年度出納整理期間における4月分及び令和5年度4月分）の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年5月17日～令和5年5月23日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年5月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月22日

道央廃棄物処理組合議会議長 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉 田 弘 幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂 下 一 彦

1 検査の対象

令和5年5月分（令和4年度出納整理期間における5月分及び令和5年度5月分）の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年6月20日～令和5年6月22日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

例月現金出納検査の結果について

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第1項の規定により、令和5年6月分の例月現金出納検査を実施したので、その結果を同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年7月20日

道央廃棄物処理組合議会議長 様

道央廃棄物処理組合監査委員 吉田弘幸

道央廃棄物処理組合監査委員 坂下一彦

1 検査の対象

令和5年6月分の道央廃棄物処理組合会計管理者所管一般会計並びに歳入歳出外に属する現金出納状況

2 検査の期日

令和5年7月18日～令和5年7月20日

3 検査を執行した委員

監査委員 吉田弘幸

監査委員 坂下一彦

4 検査の結果

(1) 収支の計数について

一般会計並びに歳入歳出外に属する現金を現金出納簿と照合した結果、正確であると認められた。

(2) 保管現金及び出納手続きについて

保管現金の現在高は正確であり、預金先及び出納方法も適切であると認められた。

(3) 収入及び支出関係について

それぞれ適正であると認められた。

議案第1号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和5年8月24日提出

道央廃棄物処理組合管理者 横田 隆一

住 所 夕張郡栗山町字共和540番地

氏 名 さい とう たか ひろ
芥 藤 隆 浩

生年月日 昭和56年1月8日

(提案理由)

道央廃棄物処理組合監査委員を選任するため、本案を提出する。